

**令和7年第1回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
会議録**

日 時 令和7年1月28日（火）午後1時30分～午後2時11分

場 所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 5名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 大井 克己、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子、委員 塩田 真紀子

欠席者 なし

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 田中 智文、給食課長 田島 等、管理給食係長 瀧島 淳介、
管理給食係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部参事 吉川 泰弘
羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課長 伊藤 晋
瑞穂町教育委員会学校教育部長 目黒 克己
瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

[令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）
のうち教育費に係る部分の意見聴取について]

日程第3 議案第2号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

[羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する
規則の一部を改正する規則]

日程第4 議案第3号 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育
費に係る部分の意見聴取について

日程第5 議案第4号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）

のうち教育費に係る部分の意見聴取について

- 日程第6 報告事項1 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算(第2号)について
- 報告事項2 令和7年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について

***** 開 会 *****

○教育長(儘田文雄) ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会(定例会)を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長(儘田文雄) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則」第27条第2項の規定によりまして、教育長において、塩田真紀子委員を指名します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔日程第2〕

○教育長(儘田文雄) 日程第2、議案第1号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第4号)のうち教育費に係る部分の意見聴取について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(田中智文) 教育長、事務局長です。

○教育長(儘田文雄) お願いします。

○事務局長(田中智文) 議案第1号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第4号)のうち教育費に係る部分の意見聴取について」説明します。

歳入歳出のうち教育費に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取すべき事項と定められておりますが、令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第4号)のうち、教育費に係る部分の意見聴取について、事前に教育委員会を招集する時間的余裕がなかった

ことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算の詳細ですが、お手元に配付しました議案第1号をおめくりいただき、別紙「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）案概要説明書」をご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4千542万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9千361万1千円とするものです。

今回の補正は、羽村市が、令和7年1月から当面の間、小中学校の給食の無償化を実施することとしたことから、令和6年第2回羽村市議会臨時会において、予算計上された補助額に基づき、補正予算として措置するものです。

補助額は、説明欄にも記載がありますが、学校給食費無償化に相当する4千542万8千円となります。

次に歳出ですが、学校給食用食材料購入費については、公会計である羽村・瑞穂地区学校給食組合一般会計からではなく、私費会計である羽村・瑞穂地区学校給食費会計から支出することから、歳入額と同額である4千542万8千円を、羽村・瑞穂地区学校給食費会計へ支出する額として予算計上するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第1号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて令和6年羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第4号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 日程第3、議案第2号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第2号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。

本案は、教育委員会の議決事項である「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、令和6年12月中に施行する必要が生じたため、教育委員会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

本規則の改正につきましては、羽村市の学校給食費無償化に伴い、規則の一部改正を行うものです。

議案第2号資料「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則 新旧対照表」の1ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、羽村市の区域内の公立小学校及び公立中学校に在学する児童または生徒の保護者が負担する給食費の令和6年度の特例を規定する付則第2項について、納入すべき給食費の月額等については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の改めるもので、第1号には、令和6年4月から同年12月までの期間における保護者が負担する給食費の月額を規定し、また、第2号には、令和7年1月から同年3月までの期間においては、保護者が給食費を納入する必要はないものとするものであります。

具体的には、令和6年4月から同年12月までは、改定した給食費の増額分に相当する額を軽減した月額を給食費としてご負担いただき、令和7年1月から同年3月までは、給食費を完全無償化とするものであります。

また、付則の第3項は、文言の整理を行うものです。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行するもので、具体的には、令和6年12月2日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

(質疑なし)

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第2号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて羽村・瑞

穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長(儘田文雄) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

[日程第4]

○教育長(儘田文雄) 日程第4、議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(田中智文) 教育長、事務局長です。

○教育長(儘田文雄) お願いします。

○事務局長(田中智文) 議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」説明します。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち、教育費に係る部分について教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものです。

詳細につきましては、給食課長よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○給食課長(田島等) 教育長、給食課長です。

○教育長(儘田文雄) お願いします。

○給食課長(田島等) 議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」の詳細を説明します。

なお、教育費に係る部分の意見聴取ではございますが、歳入につきましては、主要財源である分賦金を、歳出につきましては、教育費と事務所費のうちポスターコンクールにかかる予算を説明します。

それでは、お手元に配付いたしました議案第3号を1枚おめくりいただきまして、別紙「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算(案)概要説明書」の1ページをご覧ください。

初めに、教育費を含めた羽村・瑞穂地区学校給食組合予算全体の概要を説明します。

令和7年度の一般会計予算総額ですが、歳入歳出それぞれ4億1千333万6千円で、前年度の当初予算額4億1千208万8千円と比較して、124万8千円の増額となっています。

歳出の部分になりますが、教育費の予算総額は3億923万6千円となっており、資料に記載はございませんが、一般会計総額に占める割合は74.81%、令和6年度の当初予算額3億964万6千円と比較して、41万円の減額となっており、減少率は、

マイナス0.13%となっています。

増減の内訳は、比較の欄になりますが、第1項「教育総務費」第1目「教育委員会費」が20万9千円で、前年度同額、第2項「保健体育費」第1目「学校給食費」が3億902万7千円で、前年度比9千円の増額となっています。同項第2目「施設整備費」が0円で、前年度比50万円の減額となっています。

2ページをご覧ください。

初めに、歳入を説明します。

第1款「分賦金」は、4億281万8千円で、令和6年度の当初予算額4億161万8千円と比較して、120万円の増額です。

表の右側、説明欄をご覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在、在籍児童・生徒数の推計をもって算定しています。

令和7年度は、羽村市の児童・生徒数の計が3千745人、瑞穂町の児童・生徒数の計が2千124人、合計5千869人で、前年度比162人の減です。

分賦金の構成比は、羽村市が63.81%で、2億5千703万8千円、瑞穂町が36.19%で、1億4千578万円です。

3ページをご覧ください。

次に、歳出を説明します。

歳出では、「事務所費」のうち、学校給食に関するポスターコンクールに係る経費と「教育費」に係る主要な部分の説明をさせていただきます。

初めに、第2款「事務所費」のうち、学校給食に関するポスターコンクールに要する経費を説明します。

説明欄をご覧ください。

第7節「報償費」で、審査員謝礼を1万8千円、入賞者賞品を2万5千円、第12節「委託料」で、配送車用PRシール作成・設置に関する委託料を16万8千円計上いたしました。

前年度比3万7千円減の理由は、食育啓発ポスターの印刷製本費の減額と配送車用PRシール作成・設置に関する委託料の値上げによるものとなっております。

続きまして、第3款「教育費」です。

第1項「教育総務費」第1目「教育委員会費」から説明します。

説明欄をご覧ください。

「教育委員会費」は20万9千円で、前年度同額です。

次に、第2項「保健体育費」第1目「学校給食費」を説明します。

第1節「報酬」につきましては、運営審議会委員報酬は前年度比15万3千円の減額ですが、会計年度任用職員報酬を5千132万2千円計上したことにより、前年度比で381万8千円の増額となっています。

増額の主な理由は、調理師資格を有する会計年度任用職員の任用予定数を1名増員したこと、また、最低賃金引き上げに伴う会計年度任用職員報酬の時間額単価の上昇によ

るものです。

第2節「給料」は、調理に従事する職員12名分の給料となっています。

令和6年度人事院勧告に基づく給料改定及び定期昇給による増額を見込みますが、暫定再任用職員1名の退職により、前年度比187万4千円の減額となっております。

第3節「職員手当等」は、主に定期昇給や令和6年度人事院勧告による期末勤勉手当0.2月分の増加などを見込み、前年度比690万9千円の増額となっております。

4ページをご覧ください。

第4節「共済費」は、人件費の増に伴い、前年度比200万2千円の増額です。

第5節「災害補償費」につきましては前年度同額、第8節「旅費」につきましては前年度比7千円の減額です。

第10節「需用費」は、水道料及び下水道料が料金改定による増額を見込みますが、消耗品費を精査することにより、需用費全体では、前年度比80万1千円の減額となっています。

第11節「役務費」は、食品検査等の見直しに伴う減額により、前年度比16万3千円の減額です。

第12節「委託料」では、人件費上昇や資材高騰による各種委託料の増額を見込み、前年度比242万円の増額です。

5ページをご覧ください。

第17節「備品購入費」は、老朽化し買い換えが必要となった備品として、第1センターでは消毒保管機を、第2センターでは消毒保管機、それと移動台、移動シンクの費用を計上しましたが、前年度比1千221万4千円の減額となっております。

第18節「負担金、補助及び交付金」は、前年度同額です。

次に、第2項「保健体育費」で、第2目「施設整備費」は、第14節「工事請負費」で、例年、緊急工事費として50万円を予算計上していましたが、近年執行実績がないことから減額としております。

以上で、「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」詳細説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

どうぞ、お願いいたします。

○委員（村上豊子） 令和7年度食育啓発ポスターの印刷費が0になっております。

来年度は、ポスターは作らないということで考えていらっしゃるのでしょうか。

○給食課長（田島等） 給食課長です。

○教育長（儘田文雄） はい。お願いします。

○給食課長（田島等） ポスターコンクールのポスター代を予算計上していないのは、ポスターの作成はしないということで。

ポスターの作成を、なぜ削ったかといいますと、広報誌、羽村市・瑞穂町の広報誌など、あと、学校には校長会、それを通してPRしていますし、ポスターを作る経費を削っても、PRはしっかりやっているというふうに判断して削りました。

○委員（村上豊子） ありがとうございます。

○教育長（儘田文雄） ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第5〕

○教育長（儘田文雄） 日程第5、議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」説明します。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）のうち、教育費に係る部分について教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものです。

補正予算の詳細でございますが、お手元に配付いたしました議案第1号の別紙「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）（案）概要説明書」をご覧ください。

この補正予算につきましては、歳入歳出の予算総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正するものです。

歳出の第3款「教育費」第2項「保健体育費」第1目「学校給食費」の説明欄をご覧ください。

第1節「報酬」会計年度任用職員報酬については、調理師資格を有する職員が任用予定数に満たなかったことから、60万円を減額しようとするものです。

第2節「給料」一般職給料については、令和6年東京都人事委員会勧告を勘案した職員の給与改定により、35万2千円を増額しようとするものです。

次に、第3節「職員手当等」会計年度任用職員期末手当については、前述のとおり調理師資格を有する職員が任用予定数に満たなかったことから、50万円を減額しようとするものです。

次に、第4節「共済費」職員共済組合負担金については、負担金率が当初見込みよりも上昇したことにより、24万3千円の増額を見込みますが、前述のとおり調理師資格を有する職員が任用予定数に満たなかったことから、会計年度任用職員社会保険料等については50万円の減額を見込むことにより、共済費全体では、25万7千円を減額しようとするものです。

以上、「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）（案）概要説明書」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第4号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第5号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第6〕

○教育長（儘田文雄） 日程第6、報告事項1「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）について」、事務局からの説明を求めます。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項1「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

お手元の報告事項1の資料「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第

2号)」をご覧ください。

令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

収入支出予算の補正。

収入支出予算の補正の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出の予算の金額は、「第1表 収入支出予算補正」によります。

2ページをご覧ください。

「第1表 収入支出予算補正」を記載していますが、内容については、3ページの「収入支出補正予算事項別明細書」で説明いたします。

初めに、収入です。

科目1「小学校給食費」は、補正前の額1億4千620万9千円から補正額2千781万4千円を減額し、計で1億1千839万5千円とするものです。

内訳ですが、「現年度給食費」を2千781万4千円減額とするものです。

科目2「中学校給食費」は、補正前の額9千374万7千円から補正額1千761万4千円を減額し、計で7千613万3千円とするものです。

内訳ですが、「現年度給食費」を1千761万4千円減額とするものです。

科目4「諸収入」は、補正前の額1億2千833万1千円に補正額4千542万8千円を追加し、計で1億7千375万9千円とするものです。

収入合計3億6千978万7千円に変更はございません。

以上で、「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第2号）」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですね。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

それでは、次は2、「令和7年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」、事務局からの説明をお願いします。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） それでは、「令和7年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」説明します。

初めに、「令和7年度給食計画」について説明します。

報告事項資料2-1「令和7年度給食計画」をご覧ください。

「1 基準日数及び給食費」ですが、表の中ほどの基準日数は、小学校が185日、中学校が180日です。

給食費の月額など金額については、それぞれ記載のとおりです。

小学校は、「低学年」「中学年」「高学年」の区分で金額が異なる設定となっております。

表の下、米印に記載されていますが、年間の給食日数が、基準日数を超えた場合、または満たない場合は、日割算定額に超えた日数、または満たない日数を乗じた金額を3月分で調整します。

試食代金は、小学校が290円、中学校が340円となっています。

次に「2 給食センター稼働日及び稼働日数」は、令和7年4月1日金曜日から令和8年3月24日火曜日までの間で、199日間を予定しております。

次に「3 米飯給食予定日数」は、小学校、中学校ともに年間139日を予定しています。

次に、次のページ、A4横のカラー印刷で、年間の給食計画表がございます。表の中、丸印の部分が稼働日となっています。

内容については、後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上で、「令和7年度給食計画」についての説明といたします。

続きまして、「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算」について説明いたします。

報告事項資料2-2「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算書」の表紙を1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算は、次に定めるところによります。

収入支出予算。

第1条、収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ3億5千772万1千円と定めま

す。

2、収入支出予算の科目区分ごとの金額は、「第1表 収入支出予算」によります。

2ページをご覧ください。

こちらには、「第1表 収入支出予算」を記載しております。

金額と内容につきまして、4ページ以降の収入支出予算事項別明細書で説明いたします。

初めに、収入について説明いたします。

科目1「小学校給食費」は、本年度予算額2億1千779万1千円、前年度予算額2億2千567万2千円、前年度比較で、788万1千円の減額です。

羽村市、瑞穂町の児童数減少による減額となっております。

本年度予算の内訳は、「1 現年度給食費」が、2億1千719万1千円、「2 過年度給食費」が、60万円です。

説明の欄をご覧ください。

現年度給食費として、(1)羽村市は、児童2,417人、1億2千539万1千円、内訳として、低学年・中学年・高学年の人数・金額は、記載のとおりとなっています。

教職員226人、1千213万2千円、計で2,643人、1億3千752万3千円

です。

(2) 瑞穂町は、児童1,349人、7千233万9千円、内訳として、低学年・中学年・高学年の人数・金額は、記載のとおりとなっています。

教職員106人、569万円、計で1,500人、7千802万9千円です。

(3) 給食センター職員は、30人、161万円、(4) 小学校試食代は、100食、2万9千円です。

「2過年度給食費」は、60万円です。

令和4年度からの収納実績を加味し、前年度比較で30万円の減額といたしました。5ページをご覧ください。

科目2「中学校給食費」は、本年度予算額1億3千827万7千円、前年度予算額1億4千250万3千円、前年度比較で、422万6千円の減額です。

羽村市、瑞穂町の生徒数減少による減額です。

本年度予算の内訳は、「1現年度給食費」が、1億3千762万7千円、「2過年度給食費」が、65万円です。

説明の欄をご覧ください。

現年度給食費として、(1) 羽村市は、生徒1,328人、8千136万7千円、教職員115人、704万6千円、計で1,493人、8千841万3千円です。

(2) 瑞穂町は、生徒730人、4千472万7千円、教職員60人、367万6千円、計で790人、4千840万3千円です。

(3) 給食センター職員は、13人、79万7千円、(4) 中学校試食代は、40食で、1万4千円を見込んでいます。

「2過年度給食費」は、65万円です。

令和4年度からの収納実績を加味し、前年度比較で55万円の減額といたしました。

科目3「繰越金」は、本年度予算額150万円、前年度予算額150万円、前年度と同額となっています。

科目4「諸収入」は、本年度予算額15万3千円、前年度予算額11万2千円、前年度比較で、4万1千円の増額となっています。

収入合計は、本年度予算額3億5千772万1千円、前年度予算額3億6千978万7千円、前年度比較で、1千206万6千円の減額です。

6ページをご覧ください。

次に、支出です。

科目1「小学校原材料費」は、本年度予算額2億1千779万1千円、前年度予算額2億2千567万2千円、前年度比較で、788万1千円の減額です。

科目2「中学校原材料費」は、本年度予算額1億3千827万7千円、前年度予算額1億4千250万3千円、前年度比較で、422万6千円の減額です。

いずれも学校給食用の米、パン、牛乳、副食等の原材料を購入する費用となっています。

科目3「還付金」は、本年度予算額65万円、前年度予算額60万円、前年度比較で、5万円の増額となっています。

主に、牛乳アレルギー等により牛乳等を飲用できない児童・生徒等に対する牛乳代金

等の還付金です。

科目4「予備費」は、本年度予算額100万3千円、前年度予算額101万2千円、前年度比較で、9千円の減額です。

支出合計は、本年度予算額3億5千772万1千円、前年度予算額3億6千978万7千円、前年度比較で、1千206万6千円の減額です。

以上で、「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」の説明を終了いたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がございましたら、お願いしたいと思います。

○委員（永井英義） 教育長。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○委員（永井英義） 令和7年度給食計画の一番下の米飯給食予定日数139日とあるんですけど、これは例年と比べて同じなんですか。

○給食課長（田島等） 教育長。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 給食課長です。

例年、大体このぐらいの日数です。昨年度は140日。令和7年度は1日ちょっと少なくて、139日となっております。

○委員（永井英義） ありがとうございます。

○教育長（儘田文雄） ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

○委員（村上豊子） はい。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○委員（村上豊子） アレルギーの還付金ということなんですが、これから補助金で給食費を充当するというようになったときに、飲めない人に対して、その分をお金で払うというか、還付がどういう形になるのか教えていただけると。補助金が余ったので、返しますという形ではなくて、飲んでいないお子さんに対して、還付するという形になるのかどうか。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 無償化になっていきますので、実質は保護者負担の部分で牛乳費用を直接その保護者にお返しするというのはいないんですけど、基本的には、その相当額を羽村と瑞穂に返金ではないですけど、精算みたいな形で予定していますので、予算区分としては従来どおりの形で計上しています。

○委員（村上豊子） ということは、戻ってきた金額の取扱いについては、それぞれの自治体の中で取り扱うということになるわけですね。

○事務局長（田中智文） 事務局長です。

はい、そうですね。それぞれの自治体で、東京都の補助制度がありますので、そちらの申請は給食組合でするわけではなくて、それぞれの羽村の教育委員会、瑞穂の教育委

員会が東京都に対して補助申請するという形になりますので、その中で妥当な金額を精算する形になります。

○委員（村上豊子） 分かりました。ありがとうございました。

○教育長（儘田文雄） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして、令和7年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会します。ありがとうございました。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和7年1月28日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委 員